

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。さて今回は、「第14回土地区画整理審議会の開催報告について」他4件についてお知らせ致します。

第14回土地区画整理審議会の報告について

令和5年6月29日（木）に、第14回土地区画整理審議会を開催致しました。評価員選任に関する件、換地設計の一部変更に関する件及び仮換地変更指定に関する件の3点について審議をお願いし、答申をいただきました。

その他として、当面の工事予定について当機構よりご報告し、審議会終了後に、近隣の類似の事業中地区を参考にするために、当機構が土地区画整理事業を施工する、うめきた地区（JR大阪駅北側の梅田貨物跡地を中心とする土地区画整理事業地区）の現地視察を行いました。



【会議状況】

（UR 都市機構 堺都市再生事務所）



【視察状況】

（UR 都市機構 うめきた都市再生事務所）

事業推進施設の開設について

国土交通省大和川河川事務所が、南島町六丁に高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業に係る地元協議や工事説明等、事業広報、事業関係者の会議の場として利用できる事業推進施設を開設しました。



住所変更等の権利変動に伴う届出について

建物等の移転に伴う住所変更や仮換地を含む宅地の売買、所有権移転等が生じた場合は、所定の様式に記入の上、届出を出していただく必要がありますので当機構までお知らせください。

事業進捗状況及び当面の工事展開について

下図の松屋大和川通二丁、松屋町一丁・二丁の各一部では、引き続き、国による支障物撤去及び盛土工事を行う予定により一部の道路が車両通行不可になります。また松屋町から大和川へ出る仮設通路が、7月10日以降通行不可となり、代替ルートに変わります。



凡例	
	事業区域界
	工事予定範囲
	車輛通行可能
	通行可能
	車輛通行不可
	代替ルート
	バリケード

当機構堺都市再生事務所の人事異動について

人事異動がありましたのでご報告させていただきます。
今後は下記メンバーが、今までの経緯を引継ぎ、業務に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

○堺都市再生事務所	所長	犬童	→	笠松（新任）
	副所長	加藤	→	林（新任）
○企画補償課	課長			和田（留任）
	主幹			久下（留任）
	主査			西出（留任）
	担当	塩見	→	仙波（新任）
○事業調整課	課長			中島（留任）
	担当	—		今里（留任）
○事業計画課	課長	古川	→	月岡（新任）
	主幹			後藤（留任）
○工事課	課長	杉本	→	赤井（新任）
	担当	勝村	→	—
	担当	林	→	沼田（新任）

今後とも、本事業にご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906
堺市堺区三宝町4丁274番地2
TEL：072-282-7722
堺事務所HP：URL

(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



UR都市機構

